

令和8年8月26日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森地方最低賃金審議会

青森県最低賃金専門部会

部会長 石岡 隆司

青森県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月3日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

本結論を出すに当たっては、特に、以下5点の事項について配意した。

- 1 青森県においては、生活保護水準と最低賃金の差が全国で3番目に小さく、全国平均との乖離も大きいこと。この差が小さいままでは、最低賃金近傍で働く県内労働者の勤労意欲の低下につながりかねないこと。
- 2 青森県内において、依然として、全ての県民が生活する上で欠かすことのできない「食料品」の物価上昇が全国と比べて高水準で推移していること。
- 3 青森県の地理的特性から、県内で生活する上で必要不可欠な冬期における「灯油」の物価上昇が全国と比べて高水準で推移していること。
- 4 青森県内において、雪害等の影響と思われる「設備修繕・維持」の物価上昇が全国と比べて高水準で推移していること。
- 5 青森県の喫緊の課題である県内からの人口流出に歯止めをかけるためには、本県と比較して賃金水準の高い地域への労働力人口の流出にも留意し、引き続きこれらの地域との地域間格差の是正を図っていく必要があること。

また、改正後の青森県最低賃金の発効日については、最低賃金制度の趣旨に鑑み、法定発効による最短の令和8年10月29日を発効日とすることとした。

この結論が、最低賃金近傍で働く者を含む県内労働者の生活水準の向上及び県内事業者の人手不足の解消、並びに若年層の県外転出率の縮小に繋がることを期待する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域

別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月5日発効の青森県最低賃金（時間額 953 円）は令和6年度の青森県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

併せて、本報告に当たっては、中小企業・小規模事業者の賃上げに関する環境整備等について、政府に対し、以下の3点を要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるようにするため、引き続き、生産性向上や価格転嫁等に関する実効性ある各種支援施策を策定及び拡充し、これらを速やかに実行すること。
- 2 縮小見直しが行われた賃上げ促進税制の内、特に中小企業向け措置の継続、拡充を図ること。
- 3 「食料品」をはじめとした生活必需品の物価高騰は国民生活に直結しており、本来その対策に責任を持つべき政府が先ごろ閣議決定した基本方針「食料品に係る消費税率の引下げ」及び「給付付き税額控除」をはじめ、速やかに税・社会保険料等の負担軽減、各種給付金等の対策を検討・実行すること。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

石岡 隆司	弁護士
森 宏之	青森大学総合経営学部特任教授
森 理恵	弁護士

労働者代表委員

秋田谷宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長
中野 隼	日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長
野坂 聡子	オールユニバースユニオン副委員長

使用者代表委員

小山田康雄	一般社団法人青森県経営者協会専務理事
菅 孝	青森県中小企業団体中央会副会長・専務理事
藤井 淳子	青森県火災共済協同組合専務理事

青森県最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,090円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

青森県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 青森県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 953 円
- (3) 発 効 日 令和6年10月5日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和6年度
- (3) 生活保護水準（令和6年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の青森県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,500 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると青森県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 953 \text{ 円（青森県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1ヶ月平均法定労働時間数）} \\ & \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 136,480 \text{ 円} \end{aligned}$$